



情報通

2016. February 2月号

発行：東京税理士会 情報システム委員会
 題字：神津 信一 (四谷)
 (税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

マイナンバー、紙で申告？電子申告！

情報システム委員会委員 森内 康裕

マイナンバー元年の平成28年も1ヶ月が経ちました。実際、マイナンバーの取得収集作業は去年から始まっていますから、2年目というのが正しいのかもしれませんが。去年の10月以降、いざ、マイナンバー収集という段になって、本人確認という作業が一筋縄ではいかないなど、皆様感じられたことと思います。

ここでの一筋縄でいかない感というのは、例えば本人確認においてどこまでやればセキュリティが守られるのか、というところにあったかと思えます。「本人確認書類のエビデンスに通知カードのコピーを残そうと思うのだけど、うちの会社のコピー機はインターネットにつながっているし、コピー機にはコピーのデータが残ってるって話だから、迂闊に通知カードのコピーはとれない！」というような相談を受けた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

そして本番の平成28年。まずは、固定資産にかかる償却資産の申告でマイナンバーの洗礼を受けました。ここでもポイントは、本人確認でした。情報通1月号の坂本先生の記事を読んだ友人からも、「申告書に税理士証票付けなきゃいけないの！」という電話が何件かありました。

ご案内の通り、税理士が税務署や都税事務所へ顧問先の個人番号を提供する場合には、なりすまし防止のため、次の3つの本人確認をしなければなりません。

- ① 本当にその税理士が納税者から代理を受けているのかという代理権の確認
- ② 税理士自身の身元確認
- ③ 納税者本人の番号確認

そして、上記3点の確認には次の書類が必要です。

イ 代理権の確認のために委任状として税務代理権限証書

ロ 税理士自身の身元確認として税理士証票

ハ 納税者本人の番号確認として個人番号カード、通知カード又は番号付きの住民票

申告期限間近に顧問先からご自分の通知カードや個人番号カードがいきなり郵送されてきて、それを添付書類としてコピーをとる姿を考えると、セキュリティとか言っている場合じゃなくなりますね。

でも、安心してください！電子申告なら確認書類を用意する必要がなく、今までと何も変わらずに申告書を代理送信するだけです。

イ 電子申告をする際には必ず納税者の利用者識別番号を入力しますが、この納税者の利用者識別番号をもって代理権の確認とします。

ろ 電子申告を行う際、必ず日税連ICカード等により電子署名をしますが、これをもって税理士自身の身元確認とします。

は 納税者本人の番号確認に至っては、電子申告の利便性を考慮して、個人番号利用事務実施者である税務署や都税事務所が我々に代わって番号確認をしてくれることになっています。

以上駄文を連ねてきましたが、最初の洗礼が償却資産の申告でよかったかもしれません。個人の比率が少ないと思えますから。

しかし、個人の確定申告はそうはいかないので、「一応法人は電子申告してるんだけど、個人はまだ紙で」ということだと、来年の確定申告はひと手間もふた手間もかかってしまいそうです。

納税方法のいろいろ

情報システム委員会委員 大木 進次郎

今年も間もなく本格的な確定申告シーズンに入ります。税理士にとって1年で一番の繁忙期のなか、期限内に申告を行うことはもちろんですが、納税がスムーズにいくようフォローすることも重要になります。

平成28年度税制改正大綱で国税のクレジットカードによる納付制度の創設が盛り込まれ、平成29年から開始になるようです。既に自動車税などの地方税で始まっているクレジットカードによる納税が、今後は国税にも広がっていきそうです。

そこで、国税の納付方法もいろいろと選択肢が増えてきているので、まとめてみたいと思います。

1. 納付書による現金納付

金融機関や税務署の窓口で現金で納付します。税務署からバーコード付きの納付書をもらえばコンビニエンスストアで納付することもできます。

納付書は形があって安心感がありますが、納付書の記入と納税者への受け渡しにどうしても手間が掛かります。確定申告時期にいざ納付書を記入しようとしたら手元に納付書が無かったり、書き損じにより慌てた経験は誰でもあると思います。

2. 振替納税

個人の確定申告では何と言ってもこちらが一番便利だと思いますので、かなりの方が手続きをしているのではないかと思います。

振替納税にすると、金融機関等に出向かなくてもいいことはもちろん、納税が1か月程度遅くなることもあって使い勝手が良い方法です。利用開始に当たっては、納付期限までに口座振替依頼書を申告書と一緒に税務署へ提出するか金融機関へ提出する必要がありますが、電子申告と組み合わせれば申告から納税までスムーズにいきます。

ただし、税目は申告所得税（及び復興特別所得税）や個人事業者に係る消費税等に限定されており、法人は利用できません。

3. 電子納税

電子納税の方法には、ダイレクト納付とインターネットバンキング等による方

法があります。

(1)ダイレクト納付

ダイレクト納付は、e-Taxを利用して電子申告等または納付情報登録をした後に、メッセージボックスに格納された受信通知の「ダイレクト納付」ボタンからの操作で、納税者の預貯金口座から即時または指定した期日に納付することができるものです。

ダイレクト納付にはインターネットバンキングの契約は必要ありませんが、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きと、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

振替納税のように口座引落が遅くなることはありませんが、金融機関へ出向く必要が無く、手数料もかからず、税理士が納付手続きを行えば納税者は何もすることは無いので、納税者にとってメリットの多い納付方法だと思います。

ただし、個人の確定申告では振替納税があるため、法人税や源泉所得税の納税に向けた制度ではないのでしょうか。これと振替納税を利用すれば、1年を通じて国税の納付書をほとんど記入しないことも可能になりそうです。

なお、税理士がダイレクト納付の手続を代行する場合には、関与先の残高不足などで問題が生じる可能性もありますので注意しましょう。

(2)インターネットバンキング等

インターネットバンキング等による電子納税には、e-Taxソフト等により税目や納付金額等の納付情報データを作成し、e-Taxに送信して事前に「納付区分番号」等を取付し、その後インターネットバンキングで納付する方法（登録方式）などがあります。

こちらは納付書の作成こそ必要ありませんが、実際にインターネットバンキングなどの操作が必要なため、納税者からはダイレクト納付の要望の方が強いかもしれません。

以上のように各種納税方法を見てくると、今のところ個人の確定申告では振替納税が、法人税関係や源泉所得税ではダイレクト納付が便利ではないかと思えます。冒頭で触れました、改正によるクレジットカードによる納税は手数料がかかるところが問題でしょうか。